

(仮 訳)

プレス・リリース

2013年2月15日  
バーゼル銀行監督委員会  
証券監督者国際機構

**バーゼル銀行監督委員会及び証券監督者国際機構による  
中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終案に近い提案の公表**

本日、バーゼル銀行監督委員会（以下、「バーゼル委」）及び証券監督者国際機構（以下、「IOSCO」）は、中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関して、最終案に近い提案となる第二次市中協議文書を公表した（国際決済銀行及び IOSCO のウェブサイトにおいて入手可能）。

当該提案が有するいくつかの特徴は、証拠金規制が金融市場参加者の流動性に及ぼす影響について対処することを目的としている。当該規制案は、5,000 万ユーロという当初証拠金に係る閾値を全面的に導入することを認める。2012 年に実施された定量的影響度調査（QIS）の結果は、2012 年 7 月の市中協議文書で提示された中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制の枠組みにおいて、前述の閾値を適用することにより、閾値を設定しない（ゼロとする）場合と比べて、流動性コストの総計が 56% 低減することを示している。

また、本日公表された提案は、規制に対応するための十分な時間を市場参加者に与えるため、段階的に実施されることを想定している。中央清算されない取引に対して当初証拠金の授受を求める規制については、2015 年から 4 年にわたって、巨大で、活動的で、システム的なリスクが高いデリバティブ市場参加者から段階的に適用することが提案されている。

当該提案は、第一次市中協議文書に寄せられたコメントのみならず、中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に伴う流動性コストを測るために 2012 年に行われた QIS の結果も考慮している。2012 年 7 月の提案に対する公表可能なコメントについては、国際決済銀行及び IOSCO のウェブサイトにおいて入手可能である。QIS 結果の概要は、本日公表した第二次市中協議文書の付録 C において公表されている。

これらの政策提案は、中央清算されない全ての店頭デリバティブ取引において適切な証

拠金授受の慣行を確立させることを目的とする主要な原則を通じて明示されている。これらの原則は、金融機関又はシステム上重要な非金融機関が関与する全ての取引に適用される。

バーゼル委及び IOSCO は、この最終案に近い提案への市中からのコメントを求めており、特に以下の 4 つの論点について反応を聞きたいと考えている。

- 1) 当該証拠金規制の枠組みにおける現物決済を伴う為替フォワード・スワップの取扱い
- 2) 徴収した当初証拠金について限定的な再担保を行う場合の要件
- 3) 提案されている段階的適用の枠組み
- 4) 実施された QIS の妥当性

本日公表した市中協議文書への回答は、中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制の最終共同提案を取り纏める際に考慮される。

本日公表した市中協議文書においてより詳細に議論されている 4 つの論点に対するコメントは、2013 年 3 月 15 日（金）までの間、baselcommittee@bis.org 宛又は wgmr@iosco.org 宛電子メールで受け付ける。また、The Secretariat of the Basel Committee on Banking Supervision, Bank for International Settlements, CH-4002 Basel, Switzerland 宛又は The Secretariat of IOSCO at Oquendo 12, 28006 Madrid, Spain 宛郵送でも受け付ける。すべてのコメントは、コメント提供者が明示的に非公開を望まない限り、国際決済銀行及び IOSCO のウェブサイトにて公表される予定である。